

議案第5号

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の  
一部を改正する告示の制定について

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正  
する告示を次のように制定する。

令和3年3月8日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の  
一部を改正する告示

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱（平成18年茂  
原市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表長生茂原おやこ劇場の項を削り、同表市内高等学校の項申請者の欄  
中「学校長」を「校長」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由 社会教育センター使用料の減免の対象となる団体が解散したことに伴い、  
所要の改正をするものです。